

第 28 期業務及び財産状況説明書

〔 平成 23 年 7 月 1 日から
平成 24 年 6 月 30 日まで 〕

公衆縦覧開始日 平成 24 年 9 月 25 日

有限責任 あずさ監査法人

目 次

I. 業務の概況	…… 3
1. 監査法人の目的及び沿革	…… 3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	…… 3
3. 業務の内容	…… 3
(1) 業務概要	…… 3
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	…… 4
(3) 監査証明業務の状況	…… 5
(4) 非監査証明業務の状況	…… 5
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	…… 6
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	…… 6
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	…… 7
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査 証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	…… 1 5
(4) 直近において法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計 士協会の調査を受けた年月	…… 1 5
(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置につい て監査法人を代表して責任を有する社員 1 名による当該措置が 適正であることの確認	…… 1 5
5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項	…… 1 5
6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項	…… 1 5
(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	…… 1 5
(2) 提携を開始した年月	…… 1 5
(3) 業務上の提携の内容	…… 1 5
(4) ネットワークの取り決めの概要	…… 1 6
II. 社員の概況	…… 1 7
1. 社員の数	…… 1 7
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	…… 1 7
III. 事務所の概況	…… 1 8
IV. 監査法人の組織の概要	…… 1 9

V. 財産の概況	…… 20
1. 直近の2会計年度の売上高の総額	…… 20
2. 直近の2会計年度の計算書類	…… 20
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	…… 20
4. 供託金の額	…… 20
5. 供託に代わる有限責任監査法人責任保険契約の内容	…… 20
VI. 被監査会社等（大会社に限る。）の名称	…… 21

【別添】

直近の2会計年度の計算書類	
・平成23年6月期の計算書類	…… 29
・平成24年6月期の計算書類	…… 39
・計算書類に係る監査報告書（平成23年6月期）	…… 49
・計算書類に係る監査報告書（平成24年6月期）	…… 50

I. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

・当監査法人の目的

当監査法人は、次の各号の業務を行うことを目的としています。

- (1)財務書類の監査又は証明の業務
- (2)財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談の業務
- (3)会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

・当監査法人の沿革

当監査法人の沿革は、次のとおりです。

昭和 60 年 7 月 1 日	監査法人朝日新和会計社設立
平成 5 年 10 月 1 日	井上斎藤英和監査法人（昭和 53 年 4 月 5 日設立）と 合併し、名称を朝日監査法人とする。
平成 16 年 1 月 1 日	あずさ監査法人（平成 15 年 2 月 26 日設立）と合併し、 名称をあずさ監査法人とする。
平成 22 年 7 月 1 日	有限責任監査法人へ移行し、 名称を有限責任 あずさ監査法人とする。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に定める有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務の概要

当監査法人は、本部を中心に、東京・大阪・名古屋の 3 統轄事務所で統一された品質管理体制のもと、監査や各種証明業務を始め、企業の財務戦略をサポートする財務関連アドバイザーサービス、企業価値向上を支援するリスクアドバイザーサービスを提供しています。

当期の監査証明業務に係る被監査会社数は 3,308 社（前期末比 32 社増加）、業務収入は 68,632,256 千円（前期比 4,318,426 千円減少）となりました。また、非監査証明業務収入は 14,239,462 千円（前期比 816,723 千円減少）となりました。

この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入を合わせた当期の業務収入総額は、82,871,718 千円（前期比 5,135,150 千円減少）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

- ・ 平成 23 年 7 月 1 日付で、主に中堅企業に対し、創業から成長、成熟の過程における様々な経営課題（内部統制構築、海外進出、株式公開、事業再編、事業再生等）に関するサポートを実施するための業務開発を行う「企業成長支援本部」を設置しました。
- ・ 平成 24 年 1 月 1 日付で、東京事務所ビジネス・アドバイザー事業部の一部を移管し、KPMG ビジネスアドバイザー株式会社が発足しました。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日付で、株式会社 KPMG FAS、KPMG ビジネスアドバイザー株式会社、KPMG マネジメントコンサルティング株式会社、KPMG ヘルスケアジャパン株式会社の全株式を保有する KPMG マネジメント株式会社が発足しました。
- ・ 平成 24 年 6 月 12 日付で有限会社エー・アール・アイ研究所を清算しました。
- ・ 平成 24 年 6 月 30 日付で東関東事務所（千葉県柏市）を廃止しました。
- ・ 当監査法人は平成 24 年 7 月 6 日付で、当監査法人の行ったオリンパス株式会社の監査証明業務に関して公認会計士法第 34 条の 21 第 2 項第 3 号の規定に基づく業務改善命令（業務管理体制の改善）を受け、平成 24 年 8 月 3 日付けで金融庁に業務改善計画書を提出しております。
- ・ 当監査法人は平成 24 年 7 月 17 日付で、当監査法人の行った中道機械株式会社の監査証明業務にあたって、金融庁より公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づく報告の徴求と、合わせて戒告処分を受けました。これを受け、当監査法人は平成 24 年 8 月 10 日付で同条同項に基づく報告書を金融庁に提出しております。

(3) 監査証明業務の状況

種 別	被監査会社等数
ア. 金商法・会社法監査	731社 (719社)
イ. 金 商 法 監 査	52社 (11社)
ウ. 会 社 法 監 査	1,339社 (201社)
エ. 学 校 法 人 監 査	63社
オ. 労 働 組 合 監 査	24社
カ. そ の 他 の 法 定 監 査	399社 (60社)
キ. そ の 他 の 任 意 監 査	700社
計	3,308社 (991社)

注 () 書は、大会社等の数である。

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	570社	13社増
その他の会社等	1,411社	45社増

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、公認会計士法第34条の13第1項及び公認会計士法施行規則第25条第1項の規定に則り、法人の業務執行の適正を確保するための体制を以下のとおり、整備しております。

(経営の基本方針及び経営管理に関する措置)

当監査法人は、「監査及び会計サービスを通じ、情報の信頼性を確立すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以ってグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献する。」ことを経営理念として定めています。

また、「社員会規則」、「理事会規則」、「専務理事会規則」、「組織規程」、「事務所運営細則」等の規程において、理事の職務執行が適正に行われていることを確保するための体制を定めています。具体的には、理事選任の方法、社員会・理事会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の業務分掌等を定めるとともに、全国社員会、統轄事務所社員会、理事会及び専務理事会を設置し、当監査法人全体として理事の職務執行の適正さを確保しています。

さらに、独立の機関として理事及び理事長の職務の執行を監査することにより、法人の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な法人統治体制を確立することを目的に、監事会を設置しています。

(法令遵守に関する措置)

社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念及び倫理行動規範を制定しています。

各種規程の制定及び周知を通じて、社員・職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しています。

コンプライアンス意識の高揚及びその実現並びに倫理行動規範の遵守徹底について実効を上げるため、外部委員も含めた、コンプライアンス委員会を設置しています。

社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規程等に違反する、またはそのおそれのある行為に関する内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人の品質管理体制は、当監査法人の保証業務等が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等、すなわち当監査法人がメンバー・ファームとなっている KPMG の方針及び手続、企業会計審議会が公表する監査基準及び監査に関する品質管理基準、日本公認会計士協会（JICPA）が公表する監査に関する委員会報告書等、公認会計士法その他関係法令、会社法その他関係法令、金融商品取引法その他関係法令並びに JICPA が公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針その他の倫理に関する規定等に準拠して適切に実施されるように整備されています。

KPMG は、すべてのメンバー・ファームに適用される品質管理の方針を定めています。これらの方針は、メンバー・ファームが法定監査及びその他の保証業務並びにその関連するサービス業務を実施する際に関係する、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA)）が公表する職業的専門家としての基準や国際品質管理基準第 1 号（ISQC1）に基づいて定められています。これらの方針及び手続は、メンバー・ファームが関連する職業的専門家としての基準及び法令を遵守し、状況に応じた適切な報告書を発行する際の指針となるように整備されています。

KPMG の方針は、個々の品質管理の要素を反映しており、当該方針に準拠することにより、メンバー・ファームの専門要員が、誠実性及び客観性を持って行動し、勤勉に自らの業務を遂行し、適用される法令並びに職業的専門家としての基準に従うこととなります。

品質管理及びリスク管理に関しては、当監査法人のすべての専門要員が責任を負います。この責任には、日々の活動を遂行するに当たって、当監査法人の方針及び手続を理解し、かつ遵守することが含まれます。

また、当監査法人は監査の品質の枠組み（Audit Quality Framework）を用いて、監査の品質を説明し、監査の品質向上に重点的に取り組み、強化しています。この監査の品質の枠組みは、何が監査の品質を強化するのか、そしてどのように監査の品質に取り組むのかを強調するものです。監査の品質の枠組みでは、監査の品質の推進要因（ドライバー）として、以下の 7 つを挙げています。

- 経営者の方針や姿勢
- クライアントとの関係
- 明確な基準と強力な監査ツール
- 採用、人材開発及び選任
- 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供
- 効果的かつ効率的な監査の実施
- 継続的な改善

経営者の方針や姿勢は、監査の品質の枠組みにおける7つの監査の品質の推進要因（ドライバー）の中核をなすものであり、当監査法人内すべてに正しい行動を確実に浸透させることに資するものです。この結果、当監査法人の品質管理体制におけるその他の重要な部分のすべてが好循環し、監査の品質の枠組みの各推進要因は他の推進要因を補強することになります。以下に、当監査法人の品質管理体制の主要な推進要因について説明します。

● 経営者の方針や姿勢

当監査法人の経営者は、品質、倫理及び誠実性への取組みを明確に伝えています。

当監査法人の倫理行動規範は、当監査法人の方針を具体的に表す価値と方針を明確に示した中心的なツールであり、職業倫理・誠実性を保持するための基礎となるものです。倫理行動規範は、すべてのパートナー及び職員に期待される価値と行動の基準を詳述しています。パートナー及び職員は、倫理行動規範に関する研修を受講し、当監査法人の規範を理解しその遵守に同意する旨の宣誓を行っています。

当監査法人の誠実性及び職業倫理に基づく文化をより確かなものにするために、当監査法人はコンプライアンス・ホットラインを開設しています。当該ホットラインは、当監査法人のパートナー及び職員が、潜在的な不法行為や倫理行動規範に外れる行為又は不当行為に関する疑義を、通常の報告経路では報告にしにくいと思われる場合又は通常の報告経路での報告が不適切又は効果がないと思われる場合の報告手段として、その利用が推奨されています。コンプライアンス・ホットラインのほか、当監査法人が業務を提供するクライアント、関連する第三者及び他の KPMG メンバー・ファームの職員で当監査法人の業務を行う者を含むあらゆる個人は、通報窓口（電話、ファクシミリ、文書又は面談）を通じて、報告することができます。

経営者の方針や姿勢は、監査の品質の枠組みの中核であり、正しい行動や態度を当監査法人全体に確実に浸透させるものです。

品質とリスクマネジメントに関する経営者の責任

監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号の規定に準拠し、当監査法人の理事長は、当監査法人の品質管理体制に関する最終的な責任を負っています。

監査統括副理事長は、品質管理担当専務理事とともに、監査部門において提供するサービスの品質維持・向上についての責任を負っています。

当監査法人における品質管理及びリスクマネジメントに関する体制の整備・運用上の責任は、品質管理担当専務理事に委譲されています。品質管理担当専務理事は、当監査法人の全般的なリスクマネジメント及び品質管理に関する、職業的専門家としての方針の策定及び遵守状況の監視に関して責任を負っています。

- **クライアントとの関係**

- (監査契約の新規の締結及び更新)

- クライアントとの契約の新規の締結及び更新に関する厳格な方針及び手続は、当監査法人が高品質な職業的専門家としてのサービスを提供するために不可欠なものです。

- (新規受嘱時の評価プロセス)

- 当監査法人は、新規の契約の締結前に新規受嘱予定のクライアントの評価を行います。新規クライアント及びエンゲージメントの評価プロセスにおいては、評価を行うパートナーとは別のパートナーが新規受嘱予定のクライアントの評価の承認を行います。リスクが高いと評価される場合はリスクマネジメントパートナーが承認に関与しますが、これに加えて統轄事務所長や品質管理担当専務理事が承認に関与することもあります。

- (契約の更新プロセス)

- すべての監査クライアントに対して最低1年に1度の頻度でリスクの再評価を行っています。また、クライアントのリスク要因に変化が存在する兆候がある場合には、当該クライアントに関しては早期に再評価を行います。継続契約についても再評価の対象としています。

- **明確な基準と強力な監査ツール**

- 職業的専門家としての実務、リスク管理及び品質管理の責任は、すべての当監査法人の専門要員にあります。当監査法人の専門要員は、当監査法人が定めた方針及び手続（独立性に関する方針を含みます）を遵守することが求められており、当監査法人は、専門要員がこれらの方針や手続に準拠することを支援するさまざまなツールを提供しています。監査に関して定めた方針及び手続は、会計、監査、職業倫理及び品質管理に関する基準並びに関連する法令等の規定に準拠しています。

- (監査メソドロジーと監査ツール)

- KPMG が開発する監査メソドロジーは、国際監査基準の要求事項に準拠しています。このメソドロジーは、KPMG 監査マニュアル (KAM) に示されており、KAM には国際監査基準に規定されている要求事項のみならず、監査の品質を向上するための追加的な要求事項についても規定されています。

当監査法人は、わが国の職業的専門家としての基準や法令等の要求事項に従うために、我が国固有の要求事項や指針等を KAM に追加しています。なお、当監査法人の監査メソッドロジーは、監査プロセスを通じたクライアントの経営者や監査役等との適時・適切なコミュニケーションの実施を前提としています。

(独立性、誠実性、倫理及び客観性)

当監査法人では、KPMG の独立性に関する方針、公認会計士法その他関連法令、JICPA の倫理に関する規定等を反映した内部規程を設けており、これらの方針や内部規程を遵守するためのプロセスを設けています。これらの方針及びプロセスは、法人の独立性、個人レベルでの独立性、退職後の関係、パートナー・ローテーション、監査と非監査サービスの承認等の領域を対象としています。

倫理及び独立性に関する方針は、内部規程の公表及び年次の研修プログラムにより法人内に周知されています。

(独立性の研修及び確認)

当監査法人は、すべての関連する構成員（すべての専門要員を含みます）に対し、職位や部門に応じた年次での独立性研修の受講を義務付けており、この研修は新規入社時にも受講が義務付けられています。専門要員（マネジャー以上の事務職員を含みます）は、年度を通じて倫理及び独立性に関する方針を遵守し続けていることの年次確認が要求されています。この確認は、当監査法人の独立性に関する方針を構成員が遵守しているか及び十分理解しているかの裏付けにもなります。

(監査証明業務に関与するパートナーのローテーション)

監査証明業務に関与するパートナーは、適用される法令等、独立性に関する方針等に基づき、定期的に変替しなければなりません。パートナー・ローテーションは、監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間を制限するものです。

当監査法人のローテーションに関する方針は、公認会計士法及び JICPA の倫理規則等に整合しており、SEC ルール等、より厳格なローテーションに関するルールがあればそれに従うように定められています。

当監査法人では、パートナーのローテーション状況を監視しており、それはまたクライアントに対して一貫した品質のサービスを提供可能とするようなパートナーの交替計画を立案することにも資するものとなっています。

- **採用、人材開発及び選任**

品質の主要な推進要因の1つに、担当するクライアントに適した能力及び経験を有した専門要員の選任があります。これを実現するためには、専門要員の採用、人材開発、昇進及び維持、並びにリソースに係る管理プロセスが必要となります。

(人材開発)

監査に関して、当監査法人は、専門要員に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度及び個人的資質を開発するための機会を提供しています。

(専門要員の評価及び報酬制度)

当監査法人のパートナーを含むすべての専門要員は、年次で目標を設定し、評価を受けています。専門要員それぞれは、自らの職位に応じたコンピテンシー、行動に関する枠組みの実践に基づき評価されます。

当監査法人では、明確で、シンプルで、構成員が何を期待されているのか及び見返りとして何が得られるのかを認識できるようなパフォーマンス評価プロセスとリンクした報酬制度及び昇進に関する方針を定めています。

(選任)

当監査法人は、監査責任者及び専門要員を特定の業務に選任するための方針を定め、当該方針に従って、チーム編成の管理単位である事務所等の責任者が執行しています。チームの編成に関しては、各業務に必要なスキル、関連する職業的専門家としての経験及び産業の経験を備えた編成となるよう配慮しています。

- **高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供**

当監査法人は、すべての専門要員に、専門的研修、各専門家のネットワーク、品質管理センター（プラクティスサポート部、RM部）及びDPP（審査統括部）等（以下「DPP等」といいます）へのアクセス等、専門要員が必要としているサポートを提供しています。

(専門的研修)

研修に関しては、継続的専門研修制度の要件を充足し、職業的専門家として相応しい能力の維持・向上を図る機会を提供しています。具体的には、専門家として身につけるべき専門知識・技術と職業価値、倫理、行動等に主眼をおいて研修を行っています。

(専門的な見解の問合せ)

法人内部における専門的な見解の問合せは、品質向上への基本的な要素となっています。当監査法人は、監査、財務報告及びリスクマネジメントに関して経験を有する専門要員により構成される DPP 等を介して、専門的な見解の問合せによる適切なサポートを提供しています。

監査チームが判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない事項に対応するために、当監査法人は、監査上の判断の相違を解決する手続を含む、重要な会計上の及び監査上の事項に関する専門的な見解の問合せ及びその文書化に関する手続を確立しています。

通常は、異なる見解を持つメンバーよりも上位者である監査チームメンバー（エンゲージメント・パートナー）に相談し解決を図りますが、問題の複雑性や重要性によっては審査員等に相談して解決を図ることもあり、また監査チームと審査員の間で見解の相違が生じた場合は上級審査会に相談して解決を図ることであります。

● 効果的かつ効率的な監査の実施

当監査法人では、監査の実施方法は監査の最終的な結果と同様に重要と認識しています。当監査法人の7つの監査の品質の推進要因（ドライバー）は、すべての監査の実施過程を通じて監査証明業務の品質を向上させるものです。

(監査プロセス)

当監査法人において、有効かつ効率的な監査を提供するための監査プロセスを通じた重要な事項は、以下のとおりです。

- パートナー及びマネジャーの適時な関与
- 監査証拠の批判的な評価
- 職業的専門家としての判断及び懐疑心の行使
- 継続的なメンタリングとオン・ザ・ジョブのコーチング、監督及び査閲
- 適切に裏付けがあり、適切に文書化された結論
- 審査員の適切な関与並びに上級審査会による監視及び審査
- 重要な発見事項の明確な報告
- 取締役会又は監査役等とのオープンかつ率直な双方向のコミュニケーション
- 守秘義務、情報セキュリティ、データ・プライバシー

(審査員の適切な関与並びに上級審査会による監視及び審査)

審査員は、監査チームが行った決定及び判断に対して、監査チームから独立した立場で客観的な審査を実施します。

すべての監査証明業務について、監査報告書の発行に際しては適格性が確保された審査

員による審査を受審する義務を定めています。監査証明業務の種類やリスクの程度等に応じた審査を行っており、すべての上場企業及びその他の社会的影響度の高い事業体又はリスクの高い監査証明業務として識別されたその他の事業体の監査については、監査契約の受嘱や監査計画の段階から適時に審査員が関与する方式を採用しています。

審査員の審査の実施状況は、上級審査会により監視されています。また、重大な監査上の判断等に上級審査会は深く関与します。

(取締役会又は監査役等とのオープンかつ率直な双方向のコミュニケーション)

クライアントの取締役会又は監査役等との双方向のコミュニケーションは、監査の品質にとって重要です。当監査法人は、監査の過程で生じた問題点及び取締役会又は監査役等に資する情報を常に提供し続けるため、報告及び継続的な協議を通じて、双方向のコミュニケーションを達成しています。

当監査法人は、会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、重要な会計実務の適切性、監査の過程で監査人が発見した財務報告システム及び財務報告に係る内部統制の整備・運用における重要な不備、未修正の虚偽表示に対する監査人の評価等について、当監査法人の見解を提供しています。当監査法人では、当監査法人の有する産業での経験を共有するために、クライアント等との協議を促進しています。

(守秘義務、情報セキュリティ、データ・プライバシー)

クライアントの機密情報を保持することの重要性は、倫理行動規範、専門要員全員が実施することが要求されている研修及び年次での宣誓書、確認プロセス等、さまざまな方法により、強調されています。

当監査法人は、関連する IESBA の倫理規定、その他の規制機関の基準、法令等に従い、監査調書その他の業務に関連する記録の保存期間について、正式に文書化された調書保存に関する方針を定めています。

当監査法人は、幅広い領域をカバーする情報セキュリティに関する明確な方針を定めています。データ・プライバシーに関する方針は、個人情報の取扱いを管理するために我が国の個人情報保護法に準拠して定められ、データ・プライバシーに関する研修は、職員全員に要求されています。

● 継続的な改善

当監査法人は、実施している業務が常に資本市場の参加者のニーズに沿ったものかを確認することを重視しています。この目標を達成するために、自らのパフォーマンス、クライアント等からのフィードバックへの対応を監視し、かつ改善のための機会を理解するた

めの、広範囲にわたる仕組みを構築しています。

また、当監査法人は、新たに生じる可能性のあるリスクを積極的に識別し、品質の向上及び見解の提供のための機会を特定するためのプロセスを構築しています。

(当監査法人内部における監視活動)

KPMG は、統合的な監視プログラムを構築しており、当該プログラムは、主要な品質管理に関する方針及び手続の目的適合性、妥当性及び運用状況の有効性を評価するため、すべてのメンバー・ファームを対象としています。この監視活動は、業務並びに重要な KPMG の方針及び手続の両方を対象としています。当該監視プログラムからの結果及び改善事項は、各メンバー・ファーム内に伝達され、当該監視プログラムからの総合的な結果及び改善事項は、グローバル及び各地域レベルにおいて検討されています。

当監査法人の監視活動には、以下のような継続的な検討事項があります。

- 当監査法人の方針及び手続の目的適合性及び妥当性
- 当監査法人のガイダンス・マテリアルの適切性
- 研修及びその他の専門的能力開発活動の有効性
- 適用される法令等並びにメンバー・ファームの基準、方針及び手続に対する遵守状況

(当監査法人外部からの監視)

公認会計士法に基づいて、公認会計士・監査審査会（以下「CPAAOB」といいます）が設置されています。CPAAOB は、行政としての監視・監督の立場から、JICPA による自主規制（JICPA が行う「品質管理レビュー」のことを指します）の限界を補完するとともに、JICPA の公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPA による品質管理レビューの監視を行っています。

(クライアントからのフィードバック)

品質に関する内部及び外部の監視活動に加えて、当監査法人は、クライアントに提供したサービスの品質に関して、経営者等から積極的にフィードバックを求める正式なプログラムを運用しています。このプログラムから受け取るフィードバックは、当監査法人及びサービスを提供したチームが提供するクライアント・サービスの水準を継続的に学び、改善するために、法人及びチームにより正式に検討されます。監査責任者は、品質に関する懸念事項が適時に対処されるようにするために、クライアント・フィードバックから生じるいかなる緊急案件に対しても、フォローアップ作業を行っています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、平成 22 年 7 月 1 日より特定社員制度を採用しており、理事に占める公認会計士である社員の割合を 75%以上と定めるとともに、公認会計士である社員以外の者（特定社員）が理事長となることを禁止する等の規定を設けています。また、特定社員に関する権利義務を定め、特定社員が補助者として行う場合を除き監査証明業務へ従事することを禁止しています。

(4) 直近において法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査を受けた年月

品質管理レビュー 平成 24 年 1 月
フォローアップ・レビュー 平成 22 年 12 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員 1 名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の理事長内山英世は、当監査法人の第 28 期（自平成 23 年 7 月 1 日 至平成 24 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項

当監査法人は、他の公認会計士及び監査法人と業務提携を行っていません。

6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

KPMG インターナショナル (KPMG International Cooperative)

(2) 提携を開始した年月

平成 15 年 4 月 1 日

(3) 業務上の提携の内容

- ・被監査会社の国際化・多国籍化に対応した国際的監査業務の推進
- ・当監査法人クライアントの海外向財務諸表に対する KPMG を含んだ名称を用いての監査証明業務

- ・ KPMG インターナショナルの開発した各種教育・研修プログラムへの参加及び各種情報の提供を通じた国際的水準業務の遂行
- ・ 相互のクライアント紹介

(4) ネットワークの取り決めの概要

当監査法人は、前述のとおり、KPMG インターナショナルとメンバーシップ契約を締結しています。

KPMG は、監査、税務、アドバイザーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界 150 カ国のメンバーファームに約 145,000 人の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMG ネットワークに属する独立した個々のメンバーファームは、スイスの組織体である KPMG インターナショナルに加盟しています。KPMG の各メンバーファームは、法律上独立した別の組織体です。

II. 社員の概況

1. 社員の数

	社員		合計
	公認会計士	特定社員	
人 数	581 人 〔32〕	35 人	616 人 〔32〕

(注) 〔 〕 書は、代表社員数で内数である。

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

当監査法人は、「理事会規則」、「専務理事会規則」等の定めに基づき、各統轄事務所において実施される選挙にて選出された社員を、全国社員会にて理事に選任します。理事（公認会計士である代表社員 31 人、特定社員 0 人）及び全社員の過半数の同意を以って選任される理事長（公認会計士である代表社員）で構成される理事会、並びに理事長及び理事の中から理事長により選任された 10 人の専務理事（公認会計士である代表社員 10 人、特定社員 0 人）で構成される専務理事会を、決議及び協議機関として設置しています。

Ⅲ. 事務所の概況

事務所名	所在地	社員		公認会計士等である使用人		
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認会計士 試験合格者 等	計
(主) 東京事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル	370人 〔22〕	31人	1,470人	1,039人	2,509人
(従) 札幌事務所	北海道札幌市中央区北三条西二丁目2番地1日通札幌ビル	2	0	15	5	20
(従) 仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中央一丁目3番1号アエルビル	3	0	12	8	20
(従) 北陸事務所	石川県金沢市南町4番60号金沢大同生命ビル	7	0	22	12	34
(従) 北関東事務所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17シーノ大宮サウスウイング	7	0	26	15	41
(従) 東関東事務所	千葉県柏市旭町一丁目1番2号アソルティ柏	3	0	13	4	17
(従) 横浜事務所	神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号天理ビル	12	0	55	40	95
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号大名古屋ビル	45 〔3〕	0	154	86	240
(従) 京都事務所	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地りそな京都ビル	3	0	14	14	28
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号銀泉備後町ビル	103 〔6〕	4	399	292	691
(従) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通七丁目1番1号神戸新聞会館ビル	5	0	30	19	49
(従) 広島事務所	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番22号広島興銀ビル	13 〔1〕	0	36	33	69
(従) 福岡事務所	福岡県福岡市中央区天神一丁目12番14号紙与渡邊ビル	8	0	15	21	36
総事務所数 13カ所		581 〔32〕	35	2,261人	1,588人	3,849人

(注)〔 〕書は、代表社員数で内数である。

V. 財産の概況

1. 直近の2会計年度の売上高の総額

(単位 千円)

会計年度 項目		第27期 平成22年7月1日～ 平成23年6月30日	第28期 平成23年7月1日～ 平成24年6月30日
		売上高の総額	88,006,868
内訳	監査証明業務	72,950,682	68,632,256
	非監査証明業務	15,056,186	14,239,462

2. 直近の2会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金の額

(単位 千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	1,232,000
供託所へ供託した供託金の額(額面金額)	1,500,000

5. 供託に代わる有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

VI. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

・金商法・会社法監査

株式会社アーバネットコーポレーション, アーバンライフ株式会社, アイエックス・ナレッジ株式会社, 愛眼株式会社, 愛光電気株式会社, 藍澤證券株式会社, アイサンテクノロジー株式会社, 株式会社愛知銀行, IDEC株式会社, 株式会社アイフリーク, 株式会社アイル, 株式会社アイレップ, 青木あすなろ建設株式会社, 青木マリーナ株式会社, 青山商事株式会社, 株式会社ACCESS, 浅香工業株式会社, 株式会社あさひ, 旭硝子株式会社, アサヒグループホールディングス株式会社, 株式会社朝日新聞社, 旭テック株式会社, アジア航測株式会社, 株式会社あじかん, 芦森工業株式会社, アスクール株式会社, アテナ工業株式会社, 株式会社アドウェイズ, 株式会社アトム, 株式会社あみやき亭, アルインコ株式会社, 株式会社アルトナー, 株式会社アルファ, アルフレッサ ホールディングス株式会社, 株式会社アルペン, 株式会社阿波銀行, アンリツ株式会社, イー・アクセス株式会社, E・Jホールディングス株式会社, 飯野海運株式会社, eーまちタウン株式会社, 株式会社イズミ, 伊勢化学工業株式会社, イソライト工業株式会社, 株式会社伊藤園, 伊藤ハム株式会社, 稲畑産業株式会社, 株式会社今仙電機製作所, 株式会社伊予銀行, イワキ株式会社, 岩崎通信機株式会社, 岩谷産業株式会社, 株式会社岩手銀行, イワブチ株式会社, インスペック株式会社, 株式会社インテージ, インフォコム株式会社, 株式会社ウイルコホールディングス, ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社, 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション, 株式会社ウイン・インターナショナル, ウチダエスコ株式会社, 株式会社内田洋行, 株式会社ウッドフレンズ, 株式会社宇徳, エア・ウォーター株式会社, 栄光ホールディングス株式会社, 株式会社エイジア, 永大産業株式会社, 株式会社エイチアンドエフ, エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社, 株式会社エーアイテイー, 株式会社エー・アンド・デイ, AOCホールディングス株式会社, 株式会社エクセディ, SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社, 株式会社エスケーエレクトロニクス, SCSK株式会社, エスフーズ株式会社, 株式会社エスライン, 株式会社エックスネット, NECキャピタルソリューション株式会社, NECネッツエスアイ株式会社, NECフィールドディング株式会社, NECモバイルリング株式会社, 株式会社NSD, 株式会社エヌジェーケー, 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ, 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート, 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ, エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社, NTTファイナンス株式会社, FXプライム株式会社, 株式会社エフテック, 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社, MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社, 株式会社エムオーテック, 江守商事株式会社, 遠州トラック株式会社, 株式会社オーイズミ, オーウイル株式会社, オーエス株式会社, 株式会社大垣共立銀行, 大阪瓦斯株式会社, 大阪工機株式会社, 株式会社大阪証券取引所, 大阪製鐵株式会社, 大多喜ガス株式会社, 株式会社オーナミ, 株式会社オービス, オカダアイヨン株式会社, 株式会社岡村製作所, 株式会社岡本工作機械製作所, 岡谷鋼機株式会社, 岡谷電機産業株式会社, 小倉クラッチ株式会社, 小野産業株式会社, 株式会社オプト, オリエンタルチエン工業株式会社, 株式会社オリエンタルランド, オリックス株式会社, オリックス・クレジット株式会社, 株式会社オリバー, 株式会社カーメイト, 花月園観光株式会社, カシオ計算機株式会社, 株式会社家族亭, 株式会社加地テック, カッパ・クリエイト

株式会社, 加藤産業株式会社, 株式会社角川グループホールディングス, 株式会社カネカ, 株式会社カプコン, カヤバ工業株式会社, 川崎重工業株式会社, 川崎設備工業株式会社, 川重冷熱工業株式会社, 株式会社関西アーバン銀行, 関西ペイント株式会社, カンダホールディングス株式会社, 関東鉄道株式会社, 関東天然瓦斯開発株式会社, キーパー株式会社, 株式会社菊池製作所, 株式会社技研製作所, 北川工業株式会社, 株式会社北川鉄工所, 株式会社キタムラ, 共英製鋼株式会社, 株式会社紀陽銀行, 株式会社紀陽ホールディングス, 共立マテリアル株式会社, 極東貿易株式会社, キリンホールディングス株式会社, 近畿車輛株式会社, 近畿日本鉄道株式会社, 近畿日本ツーリスト株式会社, 株式会社キングジム, 株式会社近鉄エクスプレス, 株式会社近鉄百貨店, クオール株式会社, 株式会社クスリのアオキ, クックパッド株式会社, クリエイトメディック株式会社, 株式会社グリムス, 株式会社ぐるなび, 黒崎播磨株式会社, 黒田電気株式会社, 株式会社クロップス, 株式会社K S K, 京王電鉄株式会社, 株式会社ケーズホールディングス, 株式会社ケーユーホールディングス, ケミプロ化成株式会社, ケンコーマヨネーズ株式会社, 広栄化学工業株式会社, 光世証券株式会社, 株式会社高知銀行, 株式会社弘電社, 神島化学工業株式会社, 株式会社 神戸国際会館, 株式会社神戸製鋼所, 神戸電鉄株式会社, 興和株式会社, コーエーテックモホールディングス株式会社, コーセル株式会社, コカ・コーラウエスト株式会社, コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社, コクヨ株式会社, 株式会社小島鐵工所, コスモ石油株式会社, コナミ株式会社, コニカミノルタホールディングス株式会社, 株式会社小松製作所, 小松精練株式会社, コマニー株式会社, 株式会社コロナ, 株式会社コロワイド, 株式会社THEグローバル社, 株式会社サークルKサンクス, 株式会社西京銀行, サイボウズ株式会社, 蔵王産業株式会社, サカティンクス株式会社, 株式会社サカタのタネ, 株式会社さが美, 株式会社サガミチェーン, 株式会社桜井製作所, 株式会社さくらケーシーエス, 株式会社ザッパラス, 札幌テレビ放送株式会社, 株式会社札幌北洋ホールディングス, 佐藤商事株式会社, 佐島電機株式会社, サノヤスホールディングス株式会社, サムコ株式会社, 沢井製薬株式会社, 三愛石油株式会社, 燦キャピタルマネージメント株式会社, 三協・立山ホールディングス株式会社, 三晃金属工業株式会社, 三光合成株式会社, s a n t e c 株式会社, サンデン株式会社, サン電子株式会社, 参天製薬株式会社, 株式会社山王, 三洋工業株式会社, 株式会社三陽商会, 山陽特殊製鋼株式会社, 株式会社サン・ライフ, 株式会社サンリツ, サンリン株式会社, 株式会社C I J, G E ジャパン・ファンディング株式会社, 株式会社C S S ホールディングス, シーキューブ株式会社, シークス株式会社, G C A サヴィアングループ株式会社, 株式会社G - 7 ホールディングス, 株式会社J I E C, J S R 株式会社, 株式会社ジェイ・エム・エス, ジェイコムホールディングス株式会社, 株式会社J B I S ホールディングス, 株式会社ジェーソン, ジェコー株式会社, ジオスター株式会社, 株式会社システナ, システムズ・デザイン株式会社, 株式会社資生堂, シダックス株式会社, シップヘルスケアホールディングス株式会社, シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社, 品川リフレクトリーズ株式会社, シナジーマーケティング株式会社, 株式会社島忠, 株式会社島根銀行, 株式会社しまむら, 株式会社清水銀行, シャープ株式会社, 株式会社ジャストプランニング, シヤチハタ株式会社, 株式会社ジャックス, ジャニス工業株式会社, ジャパンフーズ株式会社, ジャパンマテリアル株式会社, ジューテックホールディングス株式会社, 株式会社十八銀行, 株式会社ジュピターテレコム, 株式会社ジュンテンドー, 昭光通商株式会社, 株式会社商船三井, 情報技術開発株式会

社, 昭和電工株式会社, シロキ工業株式会社, 神栄株式会社, 株式会社神鋼環境ソリューション, 神鋼鋼線工業株式会社, 神鋼商事株式会社, 神東塗料株式会社, 新日鉄ソリューションズ株式会社, 新日本製鐵株式會社, 株式会社新日本科学, 新日本建設株式会社, シンフォニアテクノロジー株式会社, シンポ株式会社, 株式会社スーパーバリュー, スガイ化学工業株式会社, 杉田エース株式会社, 株式会社図研, 鈴木金属工業株式会社, 株式会社スタートトゥデイ, 株式会社スターフライヤー, スター・マイカ株式会社, スタンレー電気株式会社, 株式会社スパイア, 株式会社スペースシャワーネットワーク, スミダコーポレーション株式会社, 住友化学株式会社, 住友金属鉱山株式会社, 住友ゴム工業株式会社, 住友重機械工業株式会社, 住友商事株式会社, 住友精化株式会社, 株式会社住友倉庫, 住友電気工業株式会社, 住友電設株式会社, 住友不動産株式会社, 住友不動産販売株式会社, 住友ベークライト株式会社, セイコーホールディングス株式会社, セイノーホールディングス株式会社, 株式会社精養軒, 清和中央ホールディングス株式会社, セガサミーホールディングス株式会社, 株式会社セキアヴェイル, セコム株式会社, セコム上信越株式会社, セコム損害保険株式会社, ゼット株式会社, 株式会社セブン&アイ・ホールディングス, 株式会社セブン銀行, セブン工業株式会社, ゼリア新薬工業株式会社, 株式会社センチュリー21・ジャパン, セントケア・ホールディング株式会社, 綜研化学株式会社, 倉庫精練株式会社, 双日株式会社, 象印マホービン株式会社, 相鉄ホールディングス株式会社, ソースネクスト株式会社, ソーダニッカ株式会社, ソーバル株式会社, 株式会社ソトー, 株式会社ソルコム, 第一工業製薬株式会社, 第一三共株式会社, 株式会社大京, 大研医器株式会社, 大興電子通信株式会社, 大幸薬品株式会社, ダイコク電機株式会社, 株式会社第四銀行, 大成建設株式会社, 大成ラミック株式会社, ダイダン株式会社, ダイト株式会社, 大同工業株式会社, ダイードロリンコ株式会社, 大都魚類株式会社, ダイニック株式会社, 大日本スクリーン製造株式会社, 大日本住友製薬株式会社, 大日本塗料株式会社, ダイビル株式会社, 太平工業株式会社, 大平洋金属株式会社, 株式会社ダイヘン, 大宝運輸株式会社, 大豊建設株式会社, ダイヤモンド電機株式会社, 太洋基礎工業株式会社, 太陽誘電株式会社, 株式会社タイヨー, 株式会社大和証券グループ本社, 大和証券投資信託委託株式会社, 田岡化学工業株式会社, 高木証券株式会社, 株式会社タカギセイコー, 株式会社タカキタ, 高砂香料工業株式会社, 高砂熱学工業株式会社, 高島株式会社, 株式会社高島屋, 高田機工株式会社, 高松機械工業株式会社, 株式会社高松コンストラクショングループ, 株式会社タカラトミー, 株式会社滝澤鉄工所, タキロン株式会社, 株式会社タクマ, 株式会社タケエイ, 竹田印刷株式会社, 武田薬品工業株式会社, 株式会社竹中工務店, 田中精密工業株式会社, ダブル・スコープ株式会社, 株式会社ダルトン, ダンロップスポーツ株式会社, 知多鋼業株式会社, 中央自動車工業株式会社, 株式会社中央製作所, 中外製薬株式会社, 株式会社中京医薬品, 株式会社中広, 株式会社中国銀行, 中国電力株式会社, 中部鋼板株式会社, 中部証券金融株式会社, 中部電力株式会社, 株式会社ツクイ, 株式会社筑波銀行, 株式会社ツツミ, 椿本興業株式会社, 株式会社T S I ホールディングス, TDK株式会社, 株式会社T B K, 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ, 株式会社帝国ホテル, 帝人株式会社, 株式会社ディスコ, ディップ株式会社, 株式会社データ・アプリケーション, 株式会社データホライズン, 株式会社テクノアソシエ, テクノホライズン・ホールディングス株式会社, テクマトリックス株式会社, 株式会社デサント, デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社, 株式会社デジタルハーツ, 株式会社テセック, テックファーム株式会社, 鉄建

建設株式会社, 株式会社テノックス, 株式会社テリロジー, テルモ株式会社, 株式会社テレビ朝日, 株式会社電算, 天馬株式会社, 東海ゴム工業株式会社, 東京インキ株式会社, 東京エレクトロン株式会社, 東京エレクトロン デバイス株式会社, 東京瓦斯株式会社, 東京汽船株式会社, 株式会社東京穀物商品取引所, 東京製鐵株式会社, 東京鐵鋼株式会社, 株式会社東京デリカ, 株式会社東京ドーム, 株式会社東京放送ホールディングス, 東京湾横断道路株式会社, 株式会社東計電算, 株式会社ドウシシャ, 株式会社東祥, 東鉄工業株式会社, 株式会社東天紅, 株式会社東武ストア, 東武鉄道株式会社, 東邦アセチレン株式会社, 東邦瓦斯株式会社, 東北特殊鋼株式会社, 東洋ゴム工業株式会社, 東洋証券株式会社, 東洋水産株式会社, 東洋精糖株式会社, 東陽倉庫株式会社, 東洋刃物株式会社, 東洋紡績株式会社, 東リ株式会社, 株式会社トーエネック, 東ソー株式会社, 特種東海製紙株式会社, 図書印刷株式会社, トシン・グループ株式会社, 戸田工業株式会社, 凸版印刷株式会社, 株式会社ドトール・日レスホールディングス, 株式会社鳥羽洋行, 株式会社トランザクション, 株式会社トリドール, 株式会社トレジャー・ファクトリー, トレンドマイクロ株式会社, 内海造船株式会社, 株式会社ナイスクラブ, 株式会社N a I T O, 株式会社ナカボーテック, 株式会社中山製鋼所, 株式会社名古屋銀行, 名古屋鉄道株式会社, ナトコ株式会社, ナノキャリア株式会社, ナブコドア株式会社, ナブテスコ株式会社, 奈良交通株式会社, 株式会社ナリス化粧品, 南海辰村建設株式会社, 南海電気鉄道株式会社, 株式会社南都銀行, 西川ゴム工業株式会社, 西日本建設業保証株式会社, 日亜化学工業株式会社, 日亜鋼業株式会社, 日医工株式会社, 株式会社日住サービス, 株式会社ニチゾウテック, ニチハ株式会社, 日華化学株式会社, 日揮株式会社, 日工株式会社, 日興アセットマネジメント株式会社, ニッコー株式会社, 株式会社日新, 日新電機株式会社, 日信電子サービス株式会社, 日成ビルド工業株式会社, 日鐵商事株式會社, 日東電工株式会社, 日邦産業株式会社, ニッポ電機株式会社, 日本アビオニクス株式会社, 日本アルコール販売株式会社, 日本空調サービス株式会社, 日本梱包運輸倉庫株式会社, 日本甜菜製糖株式会社, 日本電波工業株式会社, 日本特殊陶業株式会社, 日本トランスシティ株式会社, 日本リーテック株式会社, 株式会社ニフコ, 日本E R I 株式会社, 株式会社日本一ソフトウェア, 日本エス・エイチ・エル株式会社, 日本開閉器工業株式会社, 日本海洋掘削株式会社, 日本橋梁株式会社, 日本コンベヤ株式会社, 日本社宅サービス株式会社, 日本信号株式会社, 日本石油輸送株式会社, 日本デコラックス株式会社, 日本電気株式会社, 日本電気硝子株式会社, 日本電子材料株式会社, 日本電信電話株式会社, 日本電線工業株式会社, 日本電話施設株式会社, 日本配合飼料株式会社, 日本ピラー工業株式会社, 日本フェルト株式会社, 日本プラスチック株式会社, 日本ベリサイン株式会社, 日本マニュファクチャリングサービス株式会社, 日本山村硝子株式会社, 日本レヂボン株式会社, 株式会社ネクストジェン, 能美防災株式会社, 株式会社ノーリツ, 能勢電鉄株式会社, 株式会社ノダ, 株式会社野田スクリーン, 株式会社乃村工藝社, 株式会社ノリタケカンパニーリミテド, 株式会社パイオン, 株式会社パイプロビッツ, 株式会社ハイレックスコーポレーション, パウダーテック株式会社, 萩原電気株式会社, 伯東株式会社, 株式会社博報堂D Yホールディングス, 株式会社間組, 橋本総業株式会社, 株式会社パスコ, パナソニック株式会社, バリューコマース株式会社, 株式会社パル, 株式会社パルコ, 株式会社P a l t a c, 株式会社パレモ, 株式会社ハローズ, 阪急阪神ホールディングス株式会社, 阪神電気鉄道株式会社, 株式会社バンダイナムコホールディングス, 阪和興業株式会社, 株式会社ピーエイ, 株式会社ピーエス三菱, ピー・シー・エー

株式会社, ピープル株式会社, 株式会社ヒガシトゥエンティワン, 東日本建設業保証株式会社, 東日本旅客鉄道株式会社, 株式会社光通信, 久光製薬株式会社, ビズネット株式会社, 日立造船株式会社, 日比谷総合設備株式会社, 株式会社百五銀行, 平田機工株式会社, 広島ガス株式会社, 株式会社広島銀行, 広島電鉄株式会社, ヒロセ電機株式会社, 株式会社ファミリー, 株式会社ファンコミュニケーションズ, 株式会社福井銀行, フクダ電子株式会社, 福山通運株式会社, 富士機械製造株式会社, 富士興産株式会社, 株式会社フジコー, 富士重工業株式会社, 富士精工株式会社, 富士製薬工業株式会社, 不二製油株式会社, 富士変速機株式会社, 株式会社不動テトラ, 株式会社船井総合研究所, フマキラー株式会社, ぷらっとホーム株式会社, 株式会社プラップジャパン, プラネックスホールディング株式会社, プラマテルズ株式会社, プレス工業株式会社, 株式会社プロトコーポレーション, 株式会社ブロンコビリー, 株式会社ベリサーブ, 株式会社ベルパーク, 株式会社ベンチャーリパブリック, 北越紀州製紙株式会社, 北陸電話工事株式会社, ホソカワミクロン株式会社, 株式会社堀場製作所, 本田技研工業株式会社, 株式会社ホンダファイナンス, 株式会社マーベラスAQL, 株式会社毎日放送, 前澤給装工業株式会社, 前田道路株式会社, 株式会社マキタ, 株式会社マキヤ, マックス株式会社, マツダ株式会社, 株式会社マネースクウェア・ジャパン, マネックスグループ株式会社, 株式会社豆蔵OSホールディングス, 株式会社丸井グループ, 丸一鋼管株式会社, 株式会社丸栄, 株式会社マルエツ, マルシェ株式会社, 丸大食品株式会社, 株式会社マルハニチロホールディングス, 丸紅建材リース株式会社, 株式会社MARUWA, 株式会社三重銀行, 三谷産業株式会社, 三井海洋開発株式会社, 三井金属エンジニアリング株式会社, 三井金属鉱業株式会社, 三井住友海上火災保険株式会社, 株式会社三井住友銀行, 三井住友信託銀行株式会社, 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社, 三井住友ファイナンス&リース株式会社, 株式会社三井住友フィナンシャルグループ, 三井造船株式会社, 三井不動産株式会社, 三井ホーム株式会社, 株式会社ミツウロコグループホールディングス, 三菱鉛筆株式会社, 三菱倉庫株式会社, 三菱電機株式会社, 三菱マテリアル株式会社, 株式会社みなと銀行, ミネベア株式会社, 三益半導体工業株式会社, ミヤチテクノス株式会社, ムーンバット株式会社, ムトー精工株式会社, 株式会社メイコー, 明治電機工業株式会社, 明星電気株式会社, 名鉄運輸株式会社, 株式会社明電舎, 名糖産業株式会社, 盟和産業株式会社, 株式会社メガチップス, 株式会社メディア工房, 株式会社メディパルホールディングス, 株式会社モスフードサービス, 株式会社森組, 株式会社モリテックス, ヤーマン株式会社, 八洲電機株式会社, 株式会社安永, ヤマエ久野株式会社, 山喜株式会社, 株式会社山口フィナンシャルグループ, 山下医科器械株式会社, 株式会社ヤマダ電機, 株式会社ヤマト, 株式会社ユー・エス・エス, 株式会社UKCホールディングス, 株式会社UCS, ユニー株式会社, 株式会社ユニバーサル園芸社, ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社, 株式会社ユニバンス, 株式会社ユビテック, 株式会社ヨコオ, 株式会社ライオン事務器, 株式会社ライトオン, 株式会社ライフコーポレーション, らでいっしゅぼーや株式会社, 理研ビタミン株式会社, 株式会社リコー, リコーリース株式会社, リズム時計工業株式会社, 理想科学工業株式会社, リゾートトラスト株式会社, 株式会社良品計画, 菱洋エレクトロ株式会社, レンゴー株式会社, 株式会社ロイヤルホテル, ロート製薬株式会社, 若築建設株式会社, 和田興産株式会社

・金商法監査

M I Dリート投資法人, オリックス不動産投資法人, ジャパン・ホテル・リート投資法人, 大和証券キャピタル・マーケッツフィナンシャル・プロダクツ (ケイマン) L t d, 大和証券オフィス投資法人, トップリート投資法人, 日本アコモデーションファンド投資法人, 日本ビルファンド投資法人, 阪急リート投資法人, 平和不動産リート投資法人, メディアファイブ株式会社

・会社法監査

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社, アサヒ飲料株式会社, アサヒビール株式会社, アブダビ石油株式会社, アラビア石油株式会社, アリアンツ火災海上保険株式会社, アリアンツ生命保険株式会社, アルフレッサ株式会社, 株式会社イトーヨーカ堂, 株式会社エイ・アイ・ビバレッジホールディング, a u 損害保険株式会社, 株式会社SMFGカード&クレジット, SMMオートファイナンス株式会社, SMB C信用保証株式会社, SMB C日興証券株式会社, SMB Cファイナンスサービス株式会社, SMB Cフレンド証券株式会社, SMB Cローンビジネス・プランニング株式会社, 株式会社S B J 銀行, NECインフロンティア株式会社, NECエンベデッドプロダクツ株式会社, NECトーキン株式会社, NECビッグローブ株式会社, エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社, エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社, エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社, エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社, 株式会社NTTファシリティーズ, 株式会社NTTぷらら, 株式会社エポスカード, エム・セテック株式会社, 株式会社mm b i, エリーパワー株式会社, オリックス銀行株式会社, オリックス・ゴルフ・ホールディングス株式会社, オリックス債権回収株式会社, オリックス自動車株式会社, オリックス生命保険株式会社, オリックス不動産株式会社, 株式会社かんぽ生命保険, 株式会社北九州銀行, 株式会社 QVC ジャパン, 麒麟麦酒株式会社, 近鉄不動産株式会社, クレディ・スイス証券株式会社, グローバルファクタリング株式会社, 株式会社コナミスポーツ&ライフ, 株式会社コナミデジタルエンタテインメント, コナミリアルエステート株式会社, コベルコ建機株式会社, 埼玉高速鉄道株式会社, シャープディスプレイプロダクト株式会社, サミー株式会社, 三協立山株式会社, 三洋電機株式会社, 株式会社ジェイアール東日本マネジメントサービス, 株式会社ジェイコムイースト, 株式会社ジェイコムウエスト, 資生堂販売株式会社, シティカードジャパン株式会社, シティグループ証券株式会社, シティバンク銀行株式会社, 株式会社ジャパンドisplay, 株式会社ジャパンネット銀行, 新日鉄エンジニアリング株式会社, 株式会社新日鉄都市開発, スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社, スバルファイナンス株式会社, 株式会社住金鋼鉄和歌山, 住信S B I ネット銀行株式会社, 住友建機株式会社, 住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社, 住友電工デバイス・イノベーション株式会社, 住友電装株式会社, 住友不動産ファイナンス株式会社, 住友三井オートサービス株式会社, セイコーインスツル株式会社, 株式会社整理回収機構, 株式会社 セガ, 株式会社セディナ, 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント, 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター, 株式会社セブン・イレブン・ジャパン, 株式会社セブン・フィナンシャルサービス, セントラル短資株式会社, 株式会社相鉄アーバンクリエイツ, 株式会社そごう・西武, 大成有楽不動産株式会社, 大成ロテック株式会社, 株式会社大創産業, 株式会社大和インターナショナル・ホールディングス, 株式会社大和インベ

ストメント・マネジメント, 大和企業投資株式会社, 大和証券株式会社, 株式会社大和ネクスト銀行, 大和P I パートナーズ株式会社, 株式会社ツバキ・ナカシマ, 株式会社ディーアンドエムホールディングス, TDK-EPC株式会社, 帝人デュポンフィルム株式会社, 帝人ファーマ株式会社, 帝人ファイバー株式会社, ドイツ証券株式会社, 東京ガス都市開発株式会社, 株式会社東京スタイル, 東京都地下鉄建設株式会社, 東武シェアードサービス株式会社, 東武タワースカイツリー株式会社, 株式会社ドトールコーヒー, 株式会社ナムコ, 奈良生駒高速鉄道株式会社, 西大阪高速鉄道株式会社, 西日本電信電話株式会社, ニッカウキスキー株式会社, 日商エレクトロニクス株式会社, 日鉄住金鋼板株式会社, ニッテツ・ファイナンス株式会社, 日伯ニオブ株式会社, 日本アサハアルミニウム株式会社, 日本ウジミナス株式会社, 日本貨物鉄道株式会社, 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社, 日本カーソリューションズ株式会社, 日本環境安全事業株式会社, 日本航空株式会社, 日本GE株式会社, 日本シンガポール石油化学株式会社, 株式会社日本総合研究所, 日本相互証券株式会社, 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社, 日本ポリウレタン工業株式会社, 日本郵政株式会社, 日本郵便輸送株式会社, ニューヨークメロン信託銀行株式会社, ネスレ日本株式会社, ハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパン株式会社, 株式会社博報堂, 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ, パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社, パナソニック システムネットワークス株式会社, パナソニック モバイルコミュニケーションズ 株式会社, パナソニック 液晶ディスプレイ株式会社, パナソニック エコシステムズ株式会社, パナソニック ファクトリーソリューションズ株式会社, パナソニック プラズマディスプレイ株式会社, 阪急電鉄株式会社, 株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート, 阪急不動産株式会社, 株式会社バンダイ, 株式会社バンダイナムコゲームス, BASFコーティングスジャパン株式会社, 株式会社ビーエス朝日, ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社, ピーシーエー生命保険株式会社, 株式会社BCJ-1, 東アジア連合鋼鐵株式会社, 東日本電信電話株式会社, 株式会社ビューカード, 広島高速交通株式会社, ファイザー株式会社, ファイザー・ホールディングズ株式会社, 富士石油株式会社, 株式会社北洋銀行, 株式会社 本田技術研究所, マスミューチュアル生命保険株式会社, 松戸公産株式会社, マネックス証券株式会社, 株式会社マルハニチロ食品, 株式会社マルハニチロ水産, 三井住友カード株式会社, 三井住友海上あいおい生命保険株式会社, 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社, 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社, 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社, 三井ダイレクト損害保険株式会社, 三井不動産リアルティ株式会社, 三井不動産レジデンシャル株式会社, 三菱電機クレジット株式会社, 三菱電機ビルテクノサービス株式会社, 三菱電線工業株式会社, 三菱ふそうトラック・バス株式会社, ミネベアモータ株式会社, 明治安田損害保険株式会社, メディケア生命保険株式会社, 株式会社メディセオ, メトロ キャッシュ アンド キャリー ジャパン株式会社, メルシャン株式会社, メルセデス・ベンツ日本株式会社, メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社, モトローラ・ソリューションズ株式会社, 株式会社もみじ銀行, 山形ジェイアール直行特急保有株式会社, 株式会社山口銀行, 株式会社ユー・エス・ジェイ, 株式会社ゆうちょ銀行, 郵便局株式会社, 郵便事業株式会社, 吉本興業株式会社, ライフネット生命保険株式会社, リュージャパン株式会社, 株式会社リサ・パートナーズ

・その他の法定監査

住友生命保険相互会社, 明治安田生命保険相互会社, 愛知県公立大学法人, 独立行政法人宇宙航空研究開発機構, 公立大学法人大阪市立大学, 独立行政法人環境再生保全機構, 独立行政法人 勤労者退職金共済機構, 独立行政法人原子力安全基盤機構, 公立大学法人高知工科大学, 公立大学法人名古屋市立大学, 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構, 独立行政法人国立印刷局, 独立行政法人国立環境研究所, 独立行政法人 国立大学財務・経営センター, 独立行政法人 国立長寿医療研究センター, 公立大学法人埼玉県立大学, 独立行政法人自動車事故対策機構, 独立行政法人住宅金融支援機構, 独立行政法人 情報処理推進機構, 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構, 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構, 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター, 独立行政法人日本貿易振興機構, 独立行政法人 日本貿易保険, 年金積立金管理運用独立行政法人, 独立行政法人 農畜産業振興機構, 独立行政法人 農林漁業信用基金, 独立行政法人北方領土問題対策協会, 独立行政法人 水資源機構, 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構, 公立大学法人 横浜市立大学, 独立行政法人 理化学研究所, 独立行政法人 労働者健康福祉機構, 国立大学法人大阪大学, 国立大学法人九州工業大学, 国立大学法人京都工芸繊維大学, 国立大学法人 京都大学, 国立大学法人神戸大学, 国立大学法人 宇都宮大学, 国立大学法人 筑波技術大学, 国立大学法人 宮城教育大学, 国立大学法人愛知教育大学, 国立大学法人大阪教育大学, 国立大学法人岐阜大学, 国立大学法人京都教育大学, 国立大学法人浜松医科大学, 国立大学法人弘前大学, 国立大学法人和歌山大学, 国立大学法人埼玉大学, 国立大学法人島根大学, 国立大学法人東京外国語大学, 国立大学法人東京大学, 国立大学法人東京農工大学, 国立大学法人徳島大学, 国立大学法人奈良教育大学, 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学, 国立大学法人鳴門教育大学, 国立大学法人一橋大学, 国立大学法人 兵庫教育大学, 国立大学法人 三重大学

(「Ⅴ.財産の概況」の「2.直近の2会計年度の計算書類」及び
「3.2.に掲げる計算書類に係る監査報告書」の別添)

平成 23 年 6 月 期

第 27 期

計 算 書 類

自 平成22年 7月 1日
至 平成23年 6月30日

有限責任 あずさ監査法人

貸借対照表

平成23年 6月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	35,751,356	流 動 負 債	11,071,783
現金及び預金	21,804,226	未払金	6,441,481
業務未収入金	11,319,608	未払法人税等	1,528,178
未収入金	462,537	未払消費税等	728,845
未成業務支出金	37,797	未成業務前受金	33,075
前払費用	1,631,940	前受金	473,990
繰延税金資産	373,074	預り金	1,182,976
短期貸付金	152,859	賞与引当金	534,412
その他流動資産	24,025	事務所移転損失引当金	66,470
貸倒引当金	△54,713	その他流動負債	82,353
固 定 資 産	7,881,086	固 定 負 債	15,430,369
有 形 固 定 資 産	1,804,437	長期預り金	140,000
建物	13,920	事務所移転損失引当金	683,131
建物附属設備	1,132,816	有給休暇引当金	1,533,111
車両運搬具	888	退職給付引当金	12,899,126
器具備品	653,347	資産除去債務	175,000
土地	3,464	負 債 合 計	26,502,153
無 形 固 定 資 産	93,198	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	92,805	社員資本	17,131,543
その他無形固定資産	393	資本金	3,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	5,983,450	資本剰余金	1,688,327
投資有価証券	1,501,849	資本準備金	3,327
関係会社株式	433,384	その他資本剰余金	1,685,000
長期貸付金	220,000	利 益 剰 余 金	12,443,216
敷金及び保証金	3,574,279	その他利益剰余金	12,443,216
破産更生債権等	105,575	基盤更新積立金	2,000,000
長期前払費用	25,849	繰越利益剰余金	10,443,216
繰延税金資産	222,504	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,253
その他の投資等	91,206	その他有価証券評価差額金	△1,253
貸倒引当金	△191,199	純 資 産 合 計	17,130,289
資 産 合 計	43,632,442	負 債 及 び 純 資 産 合 計	43,632,442

損 益 計 算 書

自 平成22年 7月 1日
至 平成23年 6月 30日

(単位：千円)

	金	額
業 務 収 入		88,006,868
業 務 費 用		
人 件 費	63,594,217	
業 務 関 連 費 用	5,786,259	
物 件 関 連 費 用	6,116,569	
研 修 関 連 費 用	793,112	
I T 及 び 通 信 費	1,311,689	
そ の 他 業 務 費 用	4,868,067	
合 計	82,469,915	
期 首 未 成 業 務 支 出 金	1,598,167	
期 末 未 成 業 務 支 出 金	△37,797	84,030,285
営 業 利 益		3,976,583
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,122	
そ の 他 営 業 外 収 益	179,659	198,781
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,579	
そ の 他 営 業 外 費 用	15,183	36,762
経 常 利 益		4,138,601
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	25,324	25,324
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,284	
事 務 所 移 転 関 係 損 失	699,401	
過 年 度 退 職 給 付 費 用	691,542	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	363,237	1,770,466
税 引 前 当 期 純 利 益		2,393,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,165,075
法 人 税 等 調 整 額		△15,650
当 期 純 利 益		244,034

社員資本等変動計算書

自 平成22年 7月 1日
至 平成23年 6月 30日

(単位：千円)

	社 員 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			社員資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換算 差額等合 計
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				基盤更新 積立金	繰越利益 剰余金						
前期末残高	3,000,000	3,327	1,310,000	1,313,327	1,000,000	11,401,603	12,401,603	16,714,930	△991	△991	16,713,938
当期変動額											
社員出資金 の増加			560,000	560,000				560,000			560,000
社員出資金 の減少			△185,000	△185,000				△185,000			△185,000
基盤更新積 立金の積立					1,000,000	△1,000,000	-	-			-
剰余金の配 当						△202,421	△202,421	△202,421			△202,421
当期純利益						244,034	244,034	244,034			244,034
社員資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								-	△262	△262	△262
当期変動額合計	-	-	375,000	375,000	1,000,000	△958,386	41,613	416,613	△262	△262	416,351
当期末残高	3,000,000	3,327	1,685,000	1,688,327	2,000,000	10,443,216	12,443,216	17,131,543	△1,253	△1,253	17,130,289

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
関係会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

(2) 未成業務支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期の支給対象期間に対応する額を計上している。

(3) 事務所移転損失引当金

事務所の移転に伴い将来発生する損失に備えるため、固定資産除却損等の合理的な損失見積額を計上している。

(4) 有給休暇引当金

職員の未消化有給休暇に対応する人件費相当額を計上している。

(5) 退職給付引当金

社員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額並びに年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

また数理計算上の差異は、その発生時の期中に一括して費用処理している。

(追加情報)

従来、社員の退職給付引当金は内規に基づく期末要支給額を計上していたが、平成 22 年 7 月 1 日の有限責任監査法人への移行による内規の見直しに伴い、当会計年度より当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ 169,477 千円減少し、税引前当期純利益は 861,019 千円減少している。

4. 業務収入の計上基準

- ・ 監査収入 進行基準
- ・ その他収入 進行基準 (進捗部分について成果の確実性が認められる業務)
業務期間終了基準 (その他の業務)

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。ただし、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行っている。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっている。

II. 重要な会計方針の変更に関する注記

資産除去債務に関する会計基準の適用

当会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日)を適用している。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、営業利益及び経常利益はそれぞれ 148,875 千円減少し、税引前当期純利益は 512,113 千円減少している。

III. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,450,398 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| ・ 短期金銭債権 | 412,635 千円 |
| ・ 長期金銭債権 | 210,000 千円 |
| ・ 短期金銭債務 | 129,162 千円 |

3. 投資有価証券 1,501,073 千円を公認会計士法施行令第 25 条に基づき供託しております。

4. 債務保証

該当事項はありません。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

・監査収入	72,950,682 千円
・その他収入	15,056,186 千円
計	88,006,868 千円

2. 関係会社との取引高

・業務収入	203,777 千円
・業務費用	451,596 千円
・受取利息及び配当金	9,550 千円
・その他営業外収益	52,677 千円

3. 事務所移転関係損失の内訳

・事務所移転損失引当金繰入額	699,401 千円
----------------	------------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金、有給休暇引当金、退職給付引当金等である。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している固定資産として複写機複合機等がある。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、当法人は余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。また、デリバティブ取引については取引を行っていない。

業務未収入金及び未収入金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 6 月 30 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （※ 1）	時価（※ 1）	差額
（1）現金及び預金	21,804,226	21,804,226	-
（2）業務未収入金	11,319,608	11,319,608	-
貸倒引当金（※ 2）	(54,713)	(54,713)	-
（3）未収入金	462,537	462,537	-
（4）投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,501,073	1,510,950	9,876
（5）未払金	(6,441,481)	(6,441,481)	-
（6）未払法人税等	(1,528,178)	(1,528,178)	-
（7）未払消費税等	(728,845)	(728,845)	-
（8）預り金	(1,182,976)	(1,182,976)	-

（※ 1）負債に計上されているものについては（ ）で示している。

（※ 2）一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

- （1） 現金及び預金、業務未収入金並びに未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっている。
- （2） 投資有価証券
これらの時価について、債券は取引所の価格によっている。
- （3） 未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっている。

（注 2）投資有価証券（貸借対照表計上額 776 千円）、関係会社株式（同 433,384 千円）並びに敷金及び保証金（同 3,574,279 千円）については、時価を把握することが極めて困難と考えられるため、上記表には含めていない。

（追加情報）

当会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日）を適用している。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建 物	14,634	—	—	714	13,920	21,386	35,307
	建物附属設備	1,079,717	310,213	7	257,107	1,132,816	1,655,983	2,788,799
	車両運搬具	1,524	—	—	635	888	1,329	2,218
	器具備品	643,065	284,966	8,612	266,072	653,347	1,771,699	2,425,046
	土 地	3,464	—	—		3,464		3,464
	計	1,742,407	595,180	8,619	524,530	1,804,437	3,450,398	5,254,836
無形 固定 資産	ソフトウェア	154,234	—	5,395	56,034	92,805	181,009	273,814
	その他 無形固定資産	438	—	—	44	393	503	896
	計	154,673	—	5,395	56,078	93,198	181,512	274,711

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	298,136	6,065	26,899	31,389	245,913
賞 与 引 当 金	519,191	534,412	519,191	—	534,412
事務所移転損失引当金	63,000	709,601	12,800	10,200	749,601
有給休暇引当金	1,343,032	190,079	—	—	1,533,111
退職給付引当金	12,079,836	3,868,040	3,048,750	—	12,899,126

(注 1)貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

(注 2)事務所移転損失引当金の当期減少額・その他欄の金額は、見積額と実績額との差額である。

3. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	内 訳	金	額
人 件 費			
	報 酬 給 与	46,188,075	
	賞 与	6,583,092	
	賞 与 引 当 金 繰 入 額	534,412	
	有 給 休 暇 引 当 金 繰 入 額	190,079	
	退 職 給 付 費 用	3,176,498	
	法 定 福 利 費	6,006,634	
	福 利 厚 生 費	382,655	
	支 払 報 酬	29,904	
	委 託 人 件 費	502,865	63,594,217
業 務 関 連 費 用			
	業 務 委 託 費	2,313,612	
	業 務 会 費	598,140	
	職 業 賠 償 保 険 料	823,915	
	グ ロー バ ル 加 盟 料	2,050,591	5,786,259
物 件 関 連 費 用			
	施 設 賃 借 料	4,814,809	
	管 理 委 託 費	630,193	
	備 品 等 リ ー ス 料	26,768	
	水 道 光 熱 費	255,399	
	修 繕 費	11,510	
	減 価 償 却 費	377,888	6,116,569
研 修 関 連 費 用			
	研 修 費	283,458	
	函 書 費	129,459	
	研 修 運 営 費	380,194	793,112
I T 及 び 通 信 費			
	I T 関 連 費 用	617,944	
	通 信 費	491,024	
	減 価 償 却 費	202,720	1,311,689
そ の 他 業 務 費 用			
	旅 費 交 通 費	2,242,210	
	諸 事 務 用 会 費	386,464	
	印 刷 用 消 耗 品 費	552,046	
	租 税 公 配 送 費	188,319	
	保 険 公 課	546,569	
	採 用 料	31,922	
	広 告 宣 伝 費	88,364	
	会 議 費	140,698	
	そ の 他 経 費	90,459	
	合 計	601,010	4,868,067
	合 計		82,469,915

平成 24 年 6 月 期

第 28 期

計 算 書 類

自 平成 23 年 7 月 1 日
至 平成 24 年 6 月 30 日

有限責任 あずさ監査法人

貸借対照表

平成24年 6月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,007,101	流 動 負 債	15,217,252
現金及び預金	24,642,575	未払金	6,680,446
業務未収入金	12,168,529	未払費用	3,486,193
未収入金	508,687	未払法人税等	464,455
未成業務支出金	36,518	未払消費税等	410,462
前払費用	953,152	未成業務前受金	3,948
繰延税金資産	294,149	前受金	516,407
短期貸付金	365,876	預り金	891,317
その他流動資産	67,214	賞与引当金	949,903
貸倒引当金	△29,602	事務所移転損失引当金	1,718,350
固 定 資 産	7,399,892	その他流動負債	95,768
有形固定資産	1,449,603	固 定 負 債	14,234,535
建物	13,240	長期預り金	135,000
建物附属設備	967,593	有給休暇引当金	1,672,558
車両運搬具	518	退職給付引当金	12,251,976
器具備品	464,787	資産除去債務	175,000
土地	3,464	負 債 合 計	29,451,788
無形固定資産	39,705	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	39,357	社 員 資 本	16,956,508
その他無形固定資産	348	資 本 金	3,000,000
投資その他の資産	5,910,582	資 本 剰 余 金	1,533,327
投資有価証券	1,501,563	資本準備金	3,327
関係会社株式	423,384	その他資本剰余金	1,530,000
長期貸付金	220,000	利 益 剰 余 金	12,423,180
敷金及び保証金	3,359,334	その他利益剰余金	12,423,180
破産更生債権等	118,638	基盤更新積立金	2,000,000
長期前払費用	36,040	繰越利益剰余金	10,423,180
繰延税金資産	366,952	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,301
その他の投資等	90,358	その他有価証券評価差額金	△1,301
貸倒引当金	△205,688	純 資 産 合 計	16,955,206
資 産 合 計	46,406,994	負 債 及 び 純 資 産 合 計	46,406,994

損 益 計 算 書

自 平成23年 7月 1日
至 平成24年 6月 30日

(単位：千円)

	金	額
業 務 収 入		82,871,718
業 務 費 用		
人 件 費	60,669,316	
業 務 関 連 費 用	6,133,391	
物 件 関 連 費 用	5,659,991	
研 修 関 連 費 用	771,558	
I T 及 び 通 信 費	1,598,841	
そ の 他 業 務 費 用	4,505,226	
合 計	79,338,326	
期 首 未 成 業 務 支 出 金	37,797	
期 末 未 成 業 務 支 出 金	△36,518	79,339,605
営 業 利 益		3,532,112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,666	
そ の 他 営 業 外 収 益	198,022	213,689
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,758	
そ の 他 営 業 外 費 用	6,954	15,712
経 常 利 益		3,730,089
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	30,945	
事 務 所 移 転 関 係 損 失	1,032,160	
転 身 支 援 一 時 金	933,710	
早 期 退 職 加 算 金	183,408	2,180,223
税 引 前 当 期 純 利 益		1,549,866
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,412,689
法 人 税 等 調 整 額		△65,522
当 期 純 利 益		202,699

社員資本等変動計算書

自 平成23年 7月 1日
至 平成24年 6月 30日

(単位：千円)

	社 員 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			社員資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				基盤更新 積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	3,000,000	3,327	1,685,000	1,688,327	2,000,000	10,443,216	12,443,216	17,131,543	△1,253	△1,253	17,130,289
当期変動額											
社員出資金 の増加			180,000	180,000				180,000			180,000
社員出資金 の減少			△335,000	△335,000				△335,000			△335,000
剰余金の配 当						△222,734	△222,734	△222,734			△222,734
当期純利益						202,699	202,699	202,699			202,699
社員資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								-	△48	△48	△48
当期変動額合計	-	-	△155,000	△155,000	-	△20,035	△20,035	△175,035	△48	△48	△175,083
当期末残高	3,000,000	3,327	1,530,000	1,533,327	2,000,000	10,423,180	12,423,180	16,956,508	△1,301	△1,301	16,955,206

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
関係会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

(2) 未成業務支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期の支給対象期間に対応する額を計上している。

(3) 事務所移転損失引当金

事務所の移転に伴い将来発生する損失に備えるため、固定資産除却損等の合理的な損失見積額を計上している。

(4) 有給休暇引当金

職員の未消化有給休暇に対応する人件費相当額を計上している。

(5) 退職給付引当金

社員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額並びに年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、過去勤務債務は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の期中に一括して費用処理している。

4. 業務収入の計上基準

- ・ 監査収入 進行基準
- ・ その他収入 進行基準（進捗部分について成果の確実性が認められる業務）
業務期間終了基準（その他の業務）

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。ただし、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行っている。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっている。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,760,038 千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務
 - ・ 短期金銭債権 761,248 千円
 - ・ 長期金銭債権 210,000 千円
 - ・ 短期金銭債務 364,192 千円

3. 投資有価証券 1,500,787 千円を公認会計士法施行令第25条に基づき供託している。

4. 債務保証
該当事項はない。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

・監査収入	68,632,256 千円
・その他収入	14,239,462 千円
計	82,871,718 千円

2. 関係会社との取引高

・業務収入	390,965 千円
・業務費用	669,107 千円
・受取利息及び配当金	7,272 千円
・その他営業外収益	31,429 千円

Ⅳ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金、有給休暇引当金、退職給付引当金等である。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 40.69%から、平成 24 年 7 月 1 日に開始する会計年度から平成 26 年 7 月 1 日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 38.01%に、平成 27 年 7 月 1 日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 35.64%となる。この税率変更により、繰延税金資産の金額は 46,612 千円減少し、法人税等調整額は 46,612 千円増加している。

Ⅴ. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している固定資産として複写機複合機等がある。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、当法人は余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。また、デリバティブ取引については取引を行っていない。

業務未収入金及び未収入金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関し

ては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年6月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （※1）	時価（※1）	差額
（1）現金及び預金	24,642,575	24,642,575	-
（2）業務未収入金	12,168,529	12,168,529	-
貸倒引当金（※2）	(29,602)	(29,602)	-
（3）未収入金	508,687	508,687	-
（4）投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,500,787	1,516,200	15,412
（5）未払金	(6,680,446)	(6,680,446)	-
（6）未払法人税等	(464,455)	(464,455)	-
（7）預り金	(891,317)	(891,317)	-

（※1）負債に計上されているものについては（ ）で示している。

（※2）一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、業務未収入金並びに未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっている。

（2）投資有価証券
これらの時価について、債券は取引所の価格によっている。

（3）未払金、未払法人税等及び預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっている。

（注2）投資有価証券（貸借対照表計上額776千円）、関係会社株式（同423,384千円）並びに敷金及び保証金（同3,359,334千円）については、時価を把握することが極めて困難と考えられるため、上記表には含めていない。

VII. その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建 物	13,920	—	—	679	13,240	22,066	35,307
	建物附属設備	1,132,816	80,287	12,111	233,400	967,593	1,873,688	2,841,281
	車両運搬具	888	—	—	370	518	1,700	2,218
	器具備品	653,347	87,767	26,071	250,255	464,787	1,862,582	2,327,370
	土 地	3,464	—	—		3,464		3,464
	計	1,804,437	168,055	38,182	484,706	1,449,603	3,760,038	5,209,642
無形 固定 資産	ソフトウェア	92,805	1,393	7,393	47,447	39,357	172,193	211,550
	その他 無形固定資産	393	—	—	44	348	548	896
	計	93,198	1,393	7,393	47,492	39,705	172,741	212,447

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	245,913	43,485	3,425	50,682	235,291
賞 与 引 当 金	534,412	949,903	534,412	—	949,903
事務所移転損失引当金	749,601	1,035,218	63,411	3,058	1,718,350
有給休暇引当金	1,533,111	1,355,471	1,210,364	5,660	1,672,558
退職給付引当金	12,899,126	2,925,524	3,572,674	—	12,251,976

(注1)貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、債権回収及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

(注2)事務所移転損失引当金及び有給休暇引当金の当期減少額・その他欄の金額は、見積額と実績額との差額である。

3. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	内 訳	金	額
人 件 費			
	報 酬 給 与	44,805,445	
	賞 与	5,463,054	
	賞 与 引 当 金 繰 入 額	949,903	
	有 給 休 暇 引 当 金 繰 入 額	139,446	
	退 職 給 付 費 用	2,925,524	
	法 定 福 利 費	5,938,544	
	福 利 厚 生 費	350,860	
	支 払 報 酬	24,761	
	委 託 人 件 費	71,774	60,669,316
業 務 関 連 費 用			
	業 務 委 託 費	2,555,986	
	業 務 会 費	623,871	
	職 業 賠 償 保 険 料	847,605	
	グ ロー バ ル 加 盟 料	2,105,928	6,133,391
物 件 関 連 費 用			
	施 設 賃 借 料	4,407,494	
	管 理 委 託 費	670,126	
	備 品 等 リ ー ス 料	17,254	
	水 道 光 熱 費	236,713	
	修 繕 費	7,326	
	減 価 償 却 費	321,075	5,659,991
研 修 関 連 費 用			
	研 修 費	226,651	
	函 書 費	98,276	
	研 修 運 営 費	446,630	771,558
I T 及 び 通 信 費			
	I T 関 連 費 用	917,580	
	通 信 費	470,138	
	減 価 償 却 費	211,122	1,598,841
そ の 他 業 務 費 用			
	旅 費 交 通 費	2,168,850	
	諸 事 務 用 消 耗 品 費	414,157	
	印 刷 ・ 配 送 費	468,880	
	租 税 公 課	173,041	
	保 険 料	525,050	
	採 用 費	40,256	
	広 告 宣 伝 費	52,850	
	会 議 費	90,843	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	70,925	
	そ の 他 経 費	△7,196	
		507,566	4,505,226
合 計			79,338,326

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 8 月 12 日

有限責任 あずさ監査法人
理事長 内山 英世 殿

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本 公太 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、公認会計士法第 34 条の 32 の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの第 27 期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は有限責任 あずさ監査法人の代表社員である理事長（以下「理事長」という。）にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、法人は当会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用して計算書類を作成している。

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 8 月 10 日

有限責任 あずさ監査法人
理事長 内山 英世 殿

三 優 監 査 法 人
代 表 社 員 公 認 会 計 士 杉 田 純 ⑩
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 本 公 太 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、公認会計士法第 34 条の 32 の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの第 28 期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する理事長の責任

有限責任 あずさ監査法人の代表社員である理事長（以下「理事長」という。）の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査は、試査を基礎として行われ、監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上